

— カンボジア日本人商工会入会手続きのご案内 —

本商工会入会申込みに際しては以下の入会条件をご確認下さい。審査書類をご用意いただき、全て揃いましたら事務局にご提出下さい。

■ 入会条件

(会則より抜粋)

会則第5条

改訂18版 2021年3月22日

1 正会員

(1) 正会員の資格を有するのは、次の三点を満たす一企業とする。

- a. 正会員の資格を有するのは、次の三点を満たす一企業とする。カンボジア王国国税総局に税務登録済の日本国法人の子会社（日本国法人の50%を超える出資によって設立される会社または日本国法人が議決権の過半数を有する会社をいう。ただし、当該子会社の親会社が日本国法人の子会社である場合等、役員会が特段の事情があると認める場合もこれに含めるものとする。）、支店又は駐在員事務所、日本人が個人で設立した会社若しくは日本人個人事業主であること。

ただし、日本人が個人で設立した会社又は日本人個人事業主については、役員会が特段の事情があると認める場合を除き、税務登録後1年以上経過している必要があるものとする。

- b. カンボジア王国に事業所若しくは事務所を有すること。
c. 在カンボジア日本国大使館に在留届を提出済の役員又は従業員が存在すること。

(2) 正会員は第22条に定める年会費1口につき総会及び部会の議決権1票を有する。

2 準会員

(1) 準会員とは、役員会が特段の事情があると認めた場合を除き、正会員以外の本会会則（以下「本会則」という。）第2条の当会の目的に合致し、当会の運営を促進すると認められ、かつカンボジア王国国税総局に税務登録後1年以上が経過している会社、支店、駐在員事務所又は個人事業主をいう。

(2) 準会員はオブザーバーとして総会及び各部会へ出席できるが、総会及び各部会の議決権はないものとする。

■ 入会審査書類

1. 入会申込書
2. 推薦状（本会会長及び副会長を除く正会員企業より1通）
3. パテント（コピー1部）
4. MoC 証書（コピー1部）
5. 事業内容説明資料（パンフレット、Webサイトの写しなど）
6. 会社定款の「資本金、出資者、資本比率が分かる部分」（コピー1部）
 - ・個人事業主の場合は不要
 - ・上記定款のページに貴社名記載ない場合、同社のものと分かるページをご用意ください
7. 親会社が日系企業である場合は日本法人の履歴全部事項証明書（コピー1部）
8. JBAC 登録代表者となる方のパスポート、VISA（コピー各1部）
9. その他、入会審議にて特に必要と認めたもの

※1.2 の用紙は以下にございます。その他審査書類は各社にてご用意下さい

■ 入会手続きの流れ

1. 入会ご希望の旨、事務局までご連絡ください。
（ご連絡頂戴次第に担当者より入会お手続きに関しご連絡申し上げます）
2. 上記必要書類を事務局へご提出下さい。事務局にて書類の確認を行います。
3. 所属部会の部会長とのご面談（随時）
4. 本商工会総務委員会にて入会書類審査（原則月1回）
5. 本商工会役員会にて入会審議（原則月1回、月末）
6. 審査結果通知（役員会承認＝「入会ご案内」を送付、入会費・年会費を納入ください）

※審査書類が全て揃った後に、3.以降の審査へ進めさせていただきます。

（書類に不備等あります場合は、翌月以降の入会審査となる場合もございます。）

※本会委員会・役員会は原則月1回につき、審議には1ヶ月から1ヶ月半掛かります。

※原則として入会金・年会費を納入いただいた後に、本商工会部会、総会への出席、各種会員サービスをご活用いただけます。

※HP 会員専用ページのログイン情報は入会金、年会費を納入いただき、領収書発行後にお送りいたします。



Vattanac Capital Lifestyle Cube, Level 6, Suite 0609, No.66 Preah Monivong Blvd,
Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia.
Tel: 023-966-251 Email: jimukyoku@jbac.info

■ 入会金/年会費

本商工会では会則第 6 章、第 22 条の規定に基づき会費を下表の通り定めております。

改訂 18 版 2021 年 3 月 22 日

入会金：200 USD（正会員・準会員・賛助会員とも一律）

年会費：正会員 1 口 400USD～ / 準会員・賛助会員 350USD

当該正会員	1 口	400USD
当該正会員またはその親会社、 （発行済株式総数又は議決権の過半数を有する法人）あるいは 親会社の親会社が上場企業の場合	2 口	800USD
資本金 100 億円以上の場合 （当該正会員またはその親会社）	3 口	1,200USD
資本金 1,000 億円以上の場合 （当該正会員またはその親会社）	4 口	1,600USD

※正会員が共通の親会社（親会社の親会社を含む）を有する場合、

1 正会員が上記基準に応じた口数を納入し、他の正会員は 1 口とすることができる

※年会費は事業年度開始時（事業年度の途中で入会した場合は入会日）に納入ください

※年度途中の入会であっても年額を納入していただきます

（10 月 1 日から 3 月 31 日の期間にご入会の場合は、入会金全額と年会費半額を納入）

※納入された入会金及び年会費はいかなる事由がある場合でも払い戻しされません

※特別な理由なく会費をお支払い頂けない場合には退会とさせて頂くことがございます

■ 商工部会

【1.製造業 / 2.建設・不動産 / 3.貿易 / 4.運輸 / 5.金融・保険 / 6.商業 / 7.サービス】

※会員は、7つの商工部会よりいずれかの部会に所属していただきます

※正会員は所属部会の他にも副部会員として他の部会に（1つに限る）所属することができ、希望副部会の部会長の承認を得て所属いただけます（申請書お渡し、部会長とのご面談へとお繋ぎしますので、ご希望の方は事務局までご連絡ください）

カンボジア日本人商工会（JBAC）入会申込書

カンボジア日本人商工会（JBAC）

会長 殿

この度貴商工会に入会するにあたり、設立の趣旨をよく理解し、会則、その他規程を遵守すると共に会員たる義務の履行を全うすること、公序良俗に反する企業、社会的規範を逸脱した企業、またはその恐れのある企業でないことを誓約し、入会の申し込みをいたします。

入会が認められましたら、直ちに所定の入会金、年会費を納入いたします。

なお、（製造業 / 建設・不動産 / 貿易 / 運輸 / 金融・保険 / 商業 / サービス）部会、（正 / 準 / 賛助）会員として加入を希望いたしますので、あわせてご審議のほどよろしくお願いいたします。

年 月 日

企業名：

所在地：

フリガナ

JBAC 登録代表者署名：

連絡先：TEL/

Email/

年 月 日

カンボジア日本人商工会 (JBAC)
会長 殿

推薦者
企業名/
代表者署名/

日本人商工会入会推薦状

カンボジア日本人商工会（ 正 ・ 準 ・ 賛助 ） 会員として、

(企業名)

(登録代表者)

氏を、ご推薦とさせていただきます。